

防犯ニュース7号

発行年月日 平成19年4月23日
 発行 兵庫県加古川警察署
 079-427-0110
 加古川地区防犯協会

「日本中央管理局」等と名乗る 架空請求はがきにご注意!

はがきの実例

民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を
 通告致します。
 貴方は回収業者及びお取引契約会社に対しての契約不履行
 につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をこ
 報告致します。下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて
 出廷命令通知が届きますので記載期日出廷して頂くようお願い
 致します。こちら民法188条に基づいた財務省認可書とな
 っておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的
 に受理され裁判後の結果を致しましては原告の所り及び、弁
 償物、不動産物など押さえ付け、自己の財産差し押さ
 せて頂きます。また、履行執行官による執行行為の交付を
 承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きま
 すのでご了承ください。尚、書面通達となりますので個人情報
 保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

全て電話にて確認の上お返事を郵送等、必ずお返事を頂きます

裁判取り下げ期日 平成19年 4月19日

〒124-0025
 東京都葛飾区西新小岩1-1-8
 財団法人 日本中央管理局
 03-3833-9388 (管理課)
 電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

民事訴訟最終告知通達書

処理番号 (は)75-129-244

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた
 契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による
 民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致し
 ます。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て
 訴訟を開始させて頂きます。このまご連絡なき場合には
 原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給
 料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の
 立ち会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所
 執行官による「執行財産の交付」を承諾して頂きますよう
 お願いすると同時に、債権譲渡証明書一通郵送させて頂
 きますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に際しましては
 当局にて随っておりますので管理課職員までお問い合わせ
 下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー
 保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し
 上げます。以上を待たして最終通告とさせて頂きます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年11月18日

0120-084-447 (管理課)

受付窓口 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

〒100-8940

東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番地1号

財務省管轄支局 訴訟管理事務局

未納料金と支払いのお願い (REQUEST FOR PAYMEN)

請求内容 以前、貴方様の携帯電話、又はパソコンでご利用に
 なられた有料番組サイトの利用料金が未納となっております。日々
 延滞金が発生している状態です。弊社が、貴方様のご利用にな
 られた運営業者様から、未納料金並びに延滞金の確認及びお
 支払い方法についてお尋ねする様、依頼を受けましたのでご連
 絡いたします。

原因 お客様の場合、ご利用になられたサイトのログアウト
 (退会手続き)の方が滞っておりません。又、未納料金や延滞金
 のご説明もごさいますので、本番別添付、大卒のご連絡くだ
 さい。尚、個人情報保護の観点からも、必ずご本人様からご連
 絡頂きますようお願い致します。

お願い 万が一、お支払いでご連絡が無く場合、裁判手続き
 又、金銭期間の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストと
 しての登録、さらに延滞と差し押さえの内容証明を、ご勤務先
 に送付させて頂きますので、感しらずご了承ください。

〒100-8940 0120-084-447
 〒100-8940 0120-084-447

お問い合わせ先 03-5713-8958

担当者 高山 090-1739-1203

(株) セントオフィス

営業時間/AAR:09~19:00
 定休日/土・日・祝日、及び 東京都大田区北千代2-16-2 スカイビル2F
 本館には、悪質な業者様を一覧してはけません。貴方様がご
 利用になられた運営業者様から未納の依頼をのりたし、延滞金
 のご報告致します。

届いた時の対処方法～アドバイス～

- 1 **利用していなければ払わない**
 お金は払わないで放置し、脅し文句にひるまないようにしましょう。
- 2 **最寄りの消費者センターに相談してみる**
 利用していないと思ってもはっきりしないなら相談してみましょう。
 同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアド
 バイスが得られます。
- 3 **これ以上、電話番号などの個人的な情報は知らせない。**
 絶対に自分からは連絡しない。
- 4 **証拠は保管**
 はがきなどの証拠は保管。家族の人が代わって払ってしまわないよう
 に、家族によく確認しておきましょう。
- 5 **警察に届け出を**
 根拠のない悪質な取り立てを受けたときや、支払ってしまったときは
 警察へ。

※ 無視してはいけない架空請求

「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」などで特に“封書”
 で届いた場合は、書類の真偽の判断がむずかしく、放置したら不利益を
 被ることがありますので、必ず裁判所に確認しましょう。